

●香川県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年6月19日から同年7月10日まで一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 大屋富築港宇多津線（186号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市坂出町字北谷乙320番 地先から 坂出市番の州公園1番地先ま で	前	35.5～38.4	132	平成元年香川県告示第 130号で変更した区域の 一部の供用開始及び余剰 地の不用物件化
	後	35.5～38.4	132	

- 4 供用開始の期日 令和2年6月19日